

教総第4280号

令和4年1月25日

各県立学校長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請等について（通知）

このことについて、オミクロン株の感染がかつてない速度で急速に拡大していることを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき令和4年1月23日から令和4年2月13日までの間、山梨県知事より臨時特別協力要請が行われているところです。

今般、感染拡大防止の徹底を更に推し進めるため、「運動の機会を伴う施設」及び「中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動」における感染防止対策が追加され、現在の臨時特別協力要請が一部改訂されましたので、お知らせします。

併せて、まん延防止等重点措置の実施区域及び期間が変更されたことに伴い現在の協力要請も一部改訂されるとともに、無症状者に係る検査の受検要請を期間延長することとして一部改訂されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育庁総務課 三枝

TEL 055-223-1750

教総第4280号

令和4年1月25日

各教育事務所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請等について（通知）

このことについて、オミクロン株の感染がかつてない速度で急速に拡大していることを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき令和4年1月23日から令和4年2月13日までの間、山梨県知事より臨時特別協力要請が行われているところです。

今般、感染拡大防止の徹底を更に推し進めるため、「運動の機会を伴う施設」及び「中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動」における感染防止対策が追加され、現在の臨時特別協力要請が一部改訂されましたので、お知らせします。

併せて、まん延防止等重点措置の実施区域及び期間が変更されたことに伴い現在の協力要請も一部改訂されるとともに、無症状者に係る検査の受検要請を期間延長することとして一部改訂されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育庁総務課 三枝

TEL 055-223-1750

教総第4280号

令和4年1月25日

総合教育センター所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請等について（通知）

このことについて、オミクロン株の感染がかつてない速度で急速に拡大していることを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき令和4年1月23日から令和4年2月13日までの間、山梨県知事より臨時特別協力要請が行われているところです。

今般、感染拡大防止の徹底を更に推し進めるため、「運動の機会を伴う施設」及び「中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動」における感染防止対策が追加され、現在の臨時特別協力要請が一部改訂されましたので、お知らせします。

併せて、まん延防止等重点措置の実施区域及び期間が変更されたことに伴い現在の協力要請も一部改訂されるとともに、無症状者に係る検査の受検要請を期間延長することとして一部改訂されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育庁総務課 三枝

TEL 055-223-1750

教総第4280号

令和4年1月25日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請等について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

このことについて、オミクロン株の感染がかつてない速度で急速に拡大していることを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき令和4年1月23日から令和4年2月13日までの間、山梨県知事より臨時特別協力要請が行われているところです。

今般、感染拡大防止の徹底を更に推し進めるため、「運動の機会を伴う施設」及び「中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動」における感染防止対策が追加され、現在の臨時特別協力要請が一部改訂されましたので、お知らせします。

併せて、まん延防止等重点措置の実施区域及び期間が変更されたことに伴い現在の協力要請も一部改訂されるとともに、無症状者に係る検査の受検要請を期間延長することとして一部改訂されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育庁総務課 三枝

TEL 055-223-1750